ご契約のてびき

ろうきんローン専用（代理店版）

2026年2月版　（ホームページ用）

各項目に記載しています

契約概要
共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報
ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

このご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。

なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop（以下「当会」）までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則は、当会のホームページ（https://www.zenrosai.coop/rokin/tebiki.html）よりご参照ください。

用語の説明

【契約者】当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組合員となることが必要です。
【共済契約関係者】契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。
【生計を一にする（同一生計）】日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。
【共済金受取人】共済金受取人は契約者です。契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人とします。質権設定されている場合は、共済金受取人は労働金庫などの金融機関となります。労働金庫などの金融機関にローン借入残高相当分の共済金を支払い、残余があるときは契約者に支払います。
【配偶者】法律上の婚姻関係にある方、内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方（以下「内縁関係にある方等」）をいいます。
※内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいい、主たる被共済者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。
【未婚】これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【支払事由】共済金が支払われる事由をいいます。
【発効日】申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。
【共済の目的（保障の対象）】契約により保障されるものをいいます。
【付属工作物】門、塀、垣、カーポートなどをいいます。
【付属建物】物置、納屋、車庫などをいいます。
【再取得価額】被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復するために必要な当会が定めた標準的な価額をいいます。
【火災等】火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為（損害額5万円以上）、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来をいいます。
【風水害等】暴風雨、突風・旋風・竜巻、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいいます。
【雨水等】雨、雪、ひょう、風、砂塵、これらに類するものをいいます。
【地震等】地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、これらによる津波をいいます。
【損壊】壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。
【床上浸水】居住部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう）から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

契約締結前にご確認いただく事項

1 共済商品名称と該当する事業規約・細則　契約概要

共済商品名		事業規約・細則
住まいる共済（ろうきんローン専用）	火災共済	風水害等給付金付火災共済
	自然災害共済	自然災害共済
	個人賠償責任共済	個人賠償責任共済

●自然災害共済のタイプ名称は以下の通りです。

本紙上で記載しているタイプ名称	事業規約上の名称
ベーシック	タイプB
エコノミー	タイプE

※共済契約証書および一部の申込書類では事業規約上の名称のみ記載しています。
●個人賠償責任共済は火災共済に30口以上加入している場合にセットできる保障です。

2 共済商品のしくみ　契約概要

火災共済

保障の対象に火災等・風水害等で損害が発生した場合、共済金をお支払いします。
契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。
※セットできる特約などについては、P.3「4 特約などの概要」をご確認ください。

自然災害共済　火災共済にセットして加入できます（住宅ごと、家財ごとに火災共済と同口数で加入ください）。

保障の対象に風水害等、地震等、盗難などで損害が発生した場合、共済金をお支払いします。加入できるタイプは「ベーシック」または「エコノミー」のいずれかです（住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください）。
※火災共済が無効・取り消しになったとき、火災共済が共済期間の中途において終了したときに同時に終了します。
※大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

加入口数

住宅は400口（4,000万円）、家財は200口（2,000万円）までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数（2口単位）で加入できます。
※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額（口数）でご加入ください。

3 共済金をお支払いする場合（支払事由） 契約概要

※マンション構造専用（風水害保障なしタイプ）について、後述の“★”がついている共済金は風水害等による損害の場合、対象外となります。
※後述の“*”がついている共済金については、保障の対象である住宅に付属工作物および付属建物を含みます。

火災共済

共済金の種類	共済金をお支払いする場合（支払事由）
火災等共済金*	保障の対象に火災等により損害が生じた場合
風水害等共済金★*	保障の対象である住宅、保障の対象である家財を収容する住宅、または保障の対象である家財に、風水害等により損害が生じた場合 ※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による住宅内部または家財の損害は、次の**1.**または**2.**に該当するものに限ります。 **1.**住宅の外側の部分（住宅の外壁、屋根、開口部等をいう）の損壊を伴うもの **2.**給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの
持ち出し家財共済金 （家財契約がある場合）	持ち出し家財について、日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く）内において火災等による損害が生じた場合
臨時費用共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われる場合
失火見舞費用共済金*	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
水道管凍結修理費用共済金 （住宅の加入口数が20口以上の場合）	保障の対象である住宅の専用水道管が凍結により損壊（パッキングのみの損壊を除く）し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合
バルコニー等修繕費用共済金 （住宅契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ）	保障の対象である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合
漏水見舞費用共済金 （マンション構造のみ）	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した事故（火災、破裂・爆発は除く）を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
住宅災害死亡共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
風呂の空だき見舞金	保障の対象である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の**1.**または**2.**に該当する場合 **1.**風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき **2.**風呂釜が使用不能になったとき

自然災害共済

共済金の種類	共済金をお支払いする場合（支払事由）
風水害等共済金★*	保障の対象である住宅、保障の対象である家財を収容する住宅、または保障の対象である家財に、風水害等により損害が生じた場合 ※申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます。 ※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による住宅内部または家財の損害は、次の**1.**または**2.**に該当するものに限ります。 **1.**住宅の外側の部分（住宅の外壁、屋根、開口部等をいう）の損壊を伴うもの **2.**給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの
盗難共済金	盗難により次の**1.**～**3.**のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合 **1.**保障の対象に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 **2.**日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く）内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 **3.**保障の対象である家財を収容する住宅内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみたす場合 (1)共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと (2)盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと ※汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。 ※通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。

地震等共済金	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が100万円を超える場合
地震等特別共済金 （住宅および家財の合計加入口数が20口以上の場合）	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が20万円を超え100万円以下の場合
付属建物等特別共済金＊ ※ベーシックのみ （住宅の加入口数が20口以上の場合）	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物に損害が生じ、その損害額が20万円を超える場合
傷害費用共済金★	火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合 ※当会が定める「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

4 特約などの概要 契約概要

内 容	セット加入の条件
類焼損害保障特約 保障の対象である住宅、保障の対象である住宅に収容される家財、保障の対象である家財、または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者（類焼保障被共済者）に共済金をお支払いします。	火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。 ※1物件に1契約とします。
盗難保障特約 盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします（家財のみが保障の対象です）。	火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に加入できます。 ※自然災害共済に加入している場合は加入できません。
個人賠償責任共済 日本国内において、次の**(1)**や**(2)**により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。 **(1)**日常生活における偶然な事故　**(2)**被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故 **【被共済者の範囲】**損害の原因となった事故発生時において、次に該当する方。 **(1)**主たる被共済者（＝火災共済の契約者）　**(2)**主たる被共済者の配偶者 **(3)**主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族　**(4)**主たる被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子 **(5)**被共済者の親権者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族 （被共済者が責任無能力者である場合、その方に関する事故に限り、被共済者に含みます。）	火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。 ※火災共済が無効・取り消しになったとき、火災共済が共済期間の中途において終了したときに同時に終了します。

5 共済金をお支払いできない主な場合（主な免責事由） 契約概要 注意喚起情報

※「5共済金をお支払いできない主な場合（主な免責事由）」は、特約等も含みます。

火災共済　**次のいずれかの事由により生じた損害** ※**14.**～**16.**は類焼損害保障特約を除きます。

1. 発効日以前に生じた損害
2. 住宅の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり
3. 契約者、保障の対象の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
4. 保障の対象である家財（持ち出し家財を除く）が、保障の対象である家財を収容する住宅外にある間に生じた事故
5. 火災等または風水害等に際しての保障の対象の紛失または盗難
6. 置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下にない持ち出し家財の事故
7. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
8. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
9. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
10. **9.**以外の放射線照射または放射能汚染
11. **7.**～**10.**の事由により発生した事故の延焼または拡大
12. 発生原因がいかなる場合でも、**7.**～**10.**の事由による事故の延焼または拡大
13. **7.**～**10.**の事由に伴う秩序の混乱
14. 保障の対象の欠陥（契約者、保障の対象の所有者またはこれらの人に代わって保障の対象を管理する人が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除く）
15. 保障の対象において、次のいずれかに該当する損害
(1) 自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含む）
(2) 性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害など
(3) ねずみ食い、虫食いなど
16. 保障の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きによる汚損を含む）であって、保障の対象ごとに、その保障の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
17. 共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意［類焼損害保障特約］

18. 類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反（他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除く）［類焼損害保障特約］
19. 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下にない持ち出し家財の盗難［盗難保障特約］
20. 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難［盗難保障特約］　など

個人賠償責任共済　**次のいずれかの損害への賠償責任**

1. 被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害
2. 暴行または殴打に起因する損害
3. 職務従事に起因する損害
4. 被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害
5. 心神喪失に起因する損害
6. 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害
7. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害　など

自然災害共済　**次のいずれかの事由により生じた損害**

1. 【火災共済】の「共済金をお支払いできない主な場合（主な免責事由）」の**1.** ～ **4.**、**8.** ～ **10.**、**8.** ～ **10.** の事由により発生した事故の延焼または拡大（発生原因がいかなる場合でも含む）、および **8.** ～ **10.** の事由に伴う秩序の混乱、**14.** ～ **16.**
2. 風水害等、地震等または火災等に際しての保障の対象の紛失または盗難
3. 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下にない持ち出し家財の盗難
4. 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難
5. 地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害［地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金］
6. 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの［傷害費用共済金］
7. 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害［地震等共済金、地震等特別共済金］　など

6 お支払いする共済金の額

契約概要　注意喚起情報

➡ リーフレットまたはホームページ等でご確認ください。

7 自然災害共済の共済金が削減される場合

契約概要　注意喚起情報

1. 自然災害共済は、当会・電通共済生協・教職員共済（以下「自然災害共済実施生協」といいます。）が共同で実施するものです。1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金をその所定の支払共済金総額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払いします。なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金総額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずにお支払いしています。

（1）風水害等の総支払限度額・・・850億円（2024年4月1日～2025年3月31日）／1,100億円（2025年4月1日～）
※この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等（最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。）と同程度の風水害等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

（2）地震等の総支払限度額・・・5,750億円（2024年4月1日～2025年3月31日）／6,000億円（2025年4月1日～）
※この額は、1900年以降に発生した過去の地震等（2011年の東日本大震災を含みます。1923年の関東大震災は除きます。）や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震（注）のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、1923年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。
（注）南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。

2. 当会では大規模な風水害等や地震等に備えて準備金の積み立てを行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、**1.** にかかわらず、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。
3. 共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

8 保障の重複について

注意喚起情報

下記の特約をセットする場合、当会および当会以外の契約ですでに同種の保障に加入しているときや、主たる被共済者とそのご家族で同種の保障に加入しているときは、保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらの契約からでも保障されますが、いずれか一方の契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれの契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

類焼損害保障特約　盗難保障特約　個人賠償責任共済

9 保障の対象 契約概要

住宅

共済契約関係者が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅
※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。
※空家または無人の住宅等は、原則として保障の対象とはできません。
※民泊（住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）物件は、加入できません。なお、共済契約関係者が居住する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます。

事務所・店舗等併用住宅の扱いについて

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます（いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等含め住宅全体を対象に加入できます）。

㋐ 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合
㋑ 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合
㋒ 次の用途を兼ねる住宅
➡ 常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生資源集荷業、作業員宿舎・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ビアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）・倉庫・車庫

住宅の構造について

構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決定します。掛金は構造区分により異なります。

木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造
マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない住宅	**マンション構造に該当しない住宅で以下1.～4.のいずれか** **1.**次のいずれかに該当する住宅 ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 ●土蔵造 ●鉄骨造 **2.**耐火建築物等（戸建てのみ）（注1） **3.**準耐火建築物等（注2） **4.**省令準耐火建物	**以下1.または2.のいずれか** **1.**次のいずれかに該当する共同住宅 ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 **2.**耐火建築物等（注1）の共同住宅

（注1）耐火性能を有する「耐火建築物（※1）」、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物（※2）」が該当します。※1 建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物　※2 2024年4月1日改正前の建築基準法施行令においては第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。
（注2）準耐火性能を有する「準耐火建築物（※3）」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」が該当します。※3 建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する準耐火建築物

家財

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財
※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容される家財に限ります。
※貸家の場合は家財には加入できません。
※空家または無人の住宅等の家財は、原則として保障の対象とはできません。

保障の対象とならない住宅・家財（抜粋）

●通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など
●事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など　●稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など
●義歯、義肢、人工臓器など　●データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
●空家や無人である住宅およびその住宅内の家財　●法人名義の住宅

10 共済期間および保障の開始 契約概要 注意喚起情報

共済期間

共済期間は1年です。同じ内容で引き続き加入する場合は自動更新となりお手続きは不要です。ただし、更新日にご契約の住宅または家財が、保障の対象の範囲外である場合、ローンを完済した場合または保障の対象が担保解除されたときは当該共済期間が満了したときに契約は終了します。
※空家または無人の住宅等のご契約については、更新の際に必ず所定のお手続きを行っていただく必要があります。なお、ご利用の予定が変わる場合や建物の維持管理ができなくなった場合、所定のお手続きをいただけない場合には、ご契約の更新をお断りします。
※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります（**P.6**「4 規約・細則の変更について」をご確認ください）。

保障の開始

● 当会が加入の申し込みを承諾した場合、「金銭消費貸借契約締結日以降」かつ「建物の引渡し（建物の所有権の移転登記）以降」で、初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から保障を開始（発効）します。なお、契約承諾の通知は、共済契約証書の発行に代えさせていただきます。
※申込書の提出が初回掛金の払込日よりも遅い場合は、申込書の受付日（消印日）の翌日午前零時から保障を開始します。
●「金銭消費貸借契約締結日以降」かつ「建物の引渡し（建物の所有権の移転登記）以降」で、初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時以降に、任意で保障開始日の指定を希望される方で、㋐～㋒の場合。
㋐入居される日から保障の開始を希望される場合
質問表の「入居される予定日」（以下、「入居予定日」といいます）欄と「予定発効日」欄両方に入居される日をご記入ください。
㋑入居される日より前に保障の開始を希望される場合
「入居予定日」欄に入居を予定されている日を記入し、「予定発効日」欄に保障の開始を希望される日をご記入ください。
ただし、契約発効日から30日を超えて1年以内に入居する場合は、別途届出の提出が必要となります。
㋒入居される日より後の日から保障の開始を希望される場合
「入居予定日」欄に入居される日を記入し、「予定発効日」欄に保障の開始希望日をご記入ください。

11 掛金 契約概要 注意喚起情報

各共済1口あたりの掛金額および特約の掛金額は ➡ リーフレットまたはホームページ等でご確認ください。
※掛金の算出上発生した端数（円未満）は切り上げて算出します。

12 掛金の払込方法 契約概要 注意喚起情報

掛金の払込期日は、毎年の発効応当日の前日の属する月の末日です。
次年度以降の掛金の払い込みについては、払込期日の属する月の振替日（当会が指定した日）にご指定の口座から振り替えます。

13 掛金の払込猶予期間 注意喚起情報

払込期日の翌日から1ヵ月間の猶予期間があります。ただし、掛金を口座振替により払い込む場合は、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

契約締結時にご注意いただく事項

1 加入申込書の記入について 注意喚起情報

加入申込書は当会と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。契約申込者（契約者）自身が正確にご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。

2 質権設定について 注意喚起情報

必要に応じて、労働金庫などの金融機関がローン弁済の担保として共済契約にもとづく共済金の請求権に質権を設定します。その場合は、申し込みと同時に質権設定承認請求の手続きをしていただきます。
※家財を保障の対象とする共済金、費用共済金、特別共済金に対する請求権は質権の対象とはなりません。

3 クーリングオフ 注意喚起情報

契約申込者（契約者）は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。
※書面による場合は、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、保障の対象の所在地（火災共済・自然災害共済の場合）、主たる被共済者の氏名（個人賠償責任共済の場合）、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。
※電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

4 規約・細則の変更について 契約概要 注意喚起情報

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等（支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項）により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

契約締結後にご注意いただく事項

1 契約内容に関する届け出 注意喚起情報

契約者は次の場合、当会へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- 氏名や住所が変更となった場合（指定代理請求人を含む）
- 火災共済、自然災害共済、個人賠償責任共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき
- 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき
- 30日以上空家または無人にするとき
- 保障の対象を移転または変更するとき
- 保障の対象である住宅を滅失、解体、譲渡したとき、または保障の対象である家財を収容する住宅を滅失、解体したとき
- この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
- 保障の対象の範囲外になったとき
- 同居家族の人数が変わったとき
- 契約者が死亡したとき
- ローンを完済したとき

※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で、保障の対象の範囲から外れていることが判明した場合、当会は契約の継続を承諾せず契約を解除することがあります。

2 共済金等を確実にご請求いただくために 注意喚起情報

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が共済金等を請求することができます（「指定代理請求制度」といいます）。
また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます（「代理請求制度」といいます）。

3 契約の解約・取り消し・消滅 注意喚起情報

- 契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。ただし、質権設定をしている場合は、共済代理店または当会までお問い合わせください。
- 契約者が、申し込みの際に詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
  ※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。
  ※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。
- 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
  ㋐ 保障の対象が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
  ㋑ 保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生したとき

4 契約の無効 注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
すでに共済金等を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします(㋖のときを除きます)。

各共済・特約共通

㋐ 保障の対象が契約の発効日または更新日において、契約概要「保障の対象」の範囲外のとき
㋑ 契約の発効日において、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生していたとき
㋒ 契約の発効日、更新日または変更承諾日において、保障の加入条件をみたしていないとき[個人賠償責任共済]
㋓ 共済金額が当会の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
㋔ 住宅1棟およびそこに収容される保障の対象である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき[類焼損害保障特約]
㋕ 同一の契約者が同一の保障の対象である家財につき、複数の盗難保障特約を付帯したとき[盗難保障特約]
㋖ 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
㋗ 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき

自然災害共済

前記に加え、次のいずれかに該当する場合も、無効になります。
㋘ 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約(更新契約または中途変更の場合は、増額部分)
㋙ 共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分

5 契約の解除 注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

㋐ 共済金受取人(個人賠償責任共済の場合は損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者)が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
㋑ 共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
㋒ 共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき

*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。
*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

㋓ 前記㋐～㋒までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
㋔ 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
※前記㋒の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

6 掛金の保険料控除について 注意喚起情報

自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。

7 他の共済・保険などに加入している場合の共済金支払い 注意喚起情報

当会の火災共済(セットしている特約を含みます)、自然災害共済のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

8 空家または無人の住宅等となる場合の取り扱い 注意喚起情報

1. 空家または無人の住宅等となる場合には、原則としてご契約の継続はいただけません。
2. ご契約後に、ご契約の建物が空家または無人の住宅等となる場合には、必ず当会までご連絡ください。ご契約終了にあたってのお手続きをご案内します。
3. ただし、一時的にご契約の継続を希望される場合等は、今後のご利用予定や当面の建物管理の状況等について当会の基準を満たしているときに限り、一定の期間内、ご契約を継続いただける場合があります。
4. 3. にもとづきご契約を継続される場合でも、以降のご契約の更新時には必ず状況を報告いただくためのお手続きが必要です。このお手続きをいただけない場合には、建物の状況にかかわらずご契約の継続をお断りします。また、お手続きをいただいた場合でも、今後のご利用予定や建物管理の状況等に変化があるとき、相当期間を経過しているときなど、当会の基準を満たさない場合には継続をお断りします。

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について
所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

○再共済（再保険）について
再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

○保有個人データ（共済契約等）の共同利用について
共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、行政庁／支払査定時照会制度に加盟する共済事業団体・生命保険会社／損害保険会社等との間で、本契約に関する個人情報を共同利用させていただくことがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は
当会ホームページ（https://www.zenrosai.coop）をご参照ください。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1.苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop（当会）では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。苦情は、受付専用窓口の**「こくみん共済 coop お客様相談室」**へご相談ください。なお、当会ホームページでも受け付けております。

◆こくみん共済 coop お客様相談室
・専用フリーダイヤル　0120-603-180
・受付時間　9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）
・ホームページ　https://www.zenrosai.coop

2.裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
・電　話　03-5368-5757
・受付時間　9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）
※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

組合員について

1. 組合員の資格
（1）この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
（2）この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務
組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退
（1）組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
（2）この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
（3）前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
（4）第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退
組合員は、次の事由によって脱退する。
（1）組合員たる資格の喪失
（2）死亡
（3）除名

5. 除名
（1）この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
①3年間この組合の事業を利用しないとき
②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
（2）前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
（3）この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

ご契約者の皆さまへ

「こくみん共済 coop（当会）」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください）。

初めて「こくみん共済 coop」の共済に加入される方は、各都道府県生協の組合員になっていただきますので出資金が必要です。

共済契約を申し込まれる方が、都道府県生協の組合員でない場合は、労働金庫における共済代理店では、共済契約をお申し込みいただけません。都道府県生協の組合員となっていただく手続きについては、共済代理店または最寄りの「こくみん共済 coop」にお問い合わせください。

新しく組合員になられる方へ（出資金について）

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口（100円）の出資が必要です（生活協同組合運営のために10口（1,000円）以上の出資をお願いしています）。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。